

2 . 富田林市指定給水装置工事事業者規程

平成 10 年 3 月 27 日管理規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、富田林市水道事業給水条例(昭和 36 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第 14 条第 3 項の規定に基づき指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に関し必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この規程において、「法」とは、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)をいう。
- 2 この規程において、「政令」とは、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)をいう。
 - 3 この規程において、「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)をいう。
 - 4 この規程において、「管理者」とは、水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
 - 5 この規程において、「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - 6 この規程において、「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造及び撤去の工事をいう。
 - 7 この規程において、「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、条例施行規則及びこの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

- 第 4 条 条例第 14 条第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- 2 指定を受けようとする給水工事事業者は、指定給水装置工事事業者指定申請書(施行規則様式第 1)に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
 - (2) 富田林市水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年条例第 43 号)第 2 条第 2 項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第 12 条第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (4) 事業の範囲
 - 3 前項の申請には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 第 5 条第 3 号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(以下「誓約書」という。)
 - (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 4 前項第 1 号に規定する書類は、施行規則様式第 2 によるものとする。

(指定の基準)

第 5 条 管理者は前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を受けた給水装置事業者から富田林市指定給水装置工事業業者証(以下「指定証書」という。)の請求があったときは、これを交付する。

2 指定工事業業者は事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定証書を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業業者は事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定証書を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業業者は指定証書を破損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業業者の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった日から30日以内に指定給水装置工事業業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に指定給水装置工事業業者廃止・休止・再開届出書(施行規則様式第11)を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第 8 条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第 4 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (2) 第 5 条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 12 条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第 13 条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 17 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第 9 条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、12 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第 10 条 次の各号に該当するときは、公示する。

- (1) 第 4 条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第 7 条の規定により、指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止、若しくは再開又は事業所の所在地若しくは名称の変更の届出があったとき。
- (3) 第 8 条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第 9 条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

第 11 条 主任技術者は次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第 4 条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第 13 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第 12 条 指定工事業者は第 4 条第 1 項の指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者の選任又は解任をしたときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(施行規則様式第 3)により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該 2 以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

(事業の運営に関する基準)

第 13 条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第 12 条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第 11 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときには、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第 4 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第 11 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第 14 条 指定工事業者は、条例第 11 条第 2 項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第 15 条 指定工事業者は、条例第 11 条第 2 項に規定する給水装置工事竣工検査を受けるため工事完了後、速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第 16 条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第 13 条第 1 号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 17 条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第 18 条 管理者は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、富田林市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定審査委員会」という。)を設置する。

- (1) 第 8 条の規定による指定の取消し
- (2) 第 9 条の規定による指定の停止

2 前項の指定審査委員会について必要な事項は別に定める。

(施行細目)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(富田林市給水工事公認業者に関する規程の廃止)

第 2 条 富田林市給水工事公認業者に関する規程(昭和 63 年管理規程第 1 号)は廃止する。

(旧規程に基づく公認業者に対する経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の富田林市給水工事公認業者に関する規程(以下「旧規程」という。)により公認を受けている公認業者(以下「公認業者」という。)は、条例第 14 条第 1 項の適用については、平成 10 年 4 月 1 日から 90 日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は指定があったものとみなす。

2 公認業者が、平成 10 年 4 月 1 日から 90 日以内に、次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、条例第 14 条第 1 項の指定を受けたものとみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人にあっては役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、水道法附則第 2 条第 2 項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

- 4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。
- 5 第2項の届出を行う公認業者は、届出と同時に旧規程に基づく公認業者証を管理者に返納しなければならない。
- 6 管理者は、第2項の届出の受理後、申請があったときは、第6条に定める指定証書を交付する。
- 7 第2項の規定により、条例第14条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは、「第5条第2号又は第3号」とする。
- 8 第2項の規定により、条例第14条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による責任技術者の資格を有する者」とする。

(旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置)

第4条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は給水装置工事主任技術試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。

- (1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録をうけている者
- (2) 旧規程に定める責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他管理者が前号の者に相当すると認める者

附 則(平成12年管理規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月7日から施行する。